

第4回 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成25年12月16日（月）10：00～12：00

場所：合同庁舎5号館3階内閣府防災A会議室

出席者：室崎座長 飯沼、市原、重川、杉原（代理亀井）、田近 各委員
西村副大臣、日原統括官、青柳参事官、尾崎参事官、田平企画官、杉山補佐、北村補佐、石切山補佐

2. 議事概要

【検討課題1】関係

事務局より、「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会『最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言』（案）」について説明を行い、その結果を踏まえて意見交換を行った。

その上で、意見交換結果を踏まえた修正については、座長預かりとし、修正結果について各委員に共有することで、合意を得た。

<主な意見等>

○P2の二つ目の「○」において、竜巻被害については、被災者支援の観点では特段の特徴はないということかもしれないが、竜巻自体は予測が不可能であることが他の災害と比べても大きな特徴であり、竜巻が来た時にどのような行動を取れば良いのかなど自助の部分と、予測体制の確立や情報提供の仕組みの構築などが重要となる。また、被災地域の範囲は限定的であるが、被害は甚大となる点も明記していただきたい。

○P4の共助について、竜巻についてのみあてはまるものではないが、公助のみでの被災者支援等の対応は困難であり、地域コミュニティの確立が必要不可欠である。そのため、自主防災組織等の設立や、平常時からの地域コミュニティの確立に向けた支援が必要であろう。また、ボランティア活動に当たっては、受入市町村の負担も大きいことから、ボランティアを受け入れる自治体への支援についても言及していただきたい。

- 被災者生活再建支援法は、都道府県の活動について何らかの規定を設けているわけではない。すでに、被害を受けた市町村と都道府県の協力の下に行う被災者支援の活動は、15 の都道府県で実施しているものであり、これを広げていくことこそが重要であり、被災者生活再建支援法やその施行にかかる政令などは改正すべきではない。
- P 9にある③の方向性については、国の検討会として意見をしても実際の都道府県にとって意義のあるものかどうかについては留意が必要であるとともに、そこにどこまで国が関与するかがポイントである。
- 被災者生活再建支援法と災害救助法をはじめとする他の支援との違いが正確に理解されておらず、また、一定の要件があることも十分に周知されていないことが、全壊世帯に対する支援に差が出る原因となっているように誤解されていることも問題である。
- P 9の最後の「○」の内容であるが、「ただし、」以降の段落については、独立させていただきたい。また、「①の要望を実現すべきであること」については、その理由として、例えば、「被災者の不公平感を是正するためには、同一災で点在する被害が生じた場合でも、広域災害という観点に立って、全国レベルで都道府県の互助制度を適用することが適当であることから」などと具体的に記載していただきたい。
- P 10の1点目の「○」について、都道府県で独自に③のような新しい制度を作ることが適切であるとの表現によめるが、検討会での議論は、②ができない場合に、やむを得ず③のような制度を実施していくのも一つの考え方という次善の策との整理であったと思われるので、確認していただきたい。
- P 10の下から3点目の「○」について、例えば、「③については、地方の役割分担範囲を増すものであり、現在の国と地方の役割分担のもとでは、当面の措置であっても採用できない、との意見があった」などと具体的に記載していただきたい。
- P 10の1点目の「○」について、15都道府県においては、被災者生活再建支援法ではやむを得ず対応できない点について対応しているという状況であろうと思われ、「②のとおり全道府県で支援法と同等の支援措置を講じるべきである」と断定することは違和感がある。

- P7の1点目の「○」の「①」の文中、「各都道府県において対応する、としている部分である」との表現があるが、このように表現すると義務的表現であるように思える。なお、同様の表現は、P8の1点目の「○」の3行目、同ページの「注」の下から4行目にも見られる。
- P9の4点目の「○」の「1世帯のみの極めて小規模な災害の場合でも国が補助することとなってしまう」との記載については、まず支援法の適用対象としては総被災戸数が大きい災害であることが前提であり、あくまでもその中で同一災害を防ぐためにどのような実務処理とするのか、ということであろうと思うので、誤解を招く表現であるように思われる。
- P4の一番下の「○」については、今後公助については実施しないという風にも読めるため、文章の調整をお願いしたい。
- P10の下から4点目の「○」について、国の立場としては法律に則り対応することが原則であるということもあり、文末については「望まれる、との意見があった」としていただきたい。
- 今後は、被災者生活再建支援法や災害救助法を含めた全体的な見直しということが避けて通れないため、論点の資料を早めに御呈示いただき、全体を包含するような議論を続けていく必要があると思う。
- これまで緊急避難的な対応を行ってきたが、そういう段階は終了し、被災者支援のあり方についてしっかりと議論して、制度体系も見直すべき点は見直すことが重要であると考えている。そのため、自由に意見を出していただき、洗いざらい議論して次のステップにつなげたい。
- 住宅再建に関して、応急修理は、実際には本格的な修理の一部として活用されているので、その実態に即した制度設計が望ましい。また、借り上げ仮設住宅について、首都圏では現実的には家族で住む家が借りられない現状とのことであり、今後大都市圏での被災を想定した費用の問題についても検討しておく必要がある。
- 借り上げ仮設住宅については、迅速に手配できるがコミュニティの維持が難しいことや、早い者勝ちになりがちな点が問題としてある。また広域避難についての取り扱いも、今後考えていく必要があるだろう。

- 災害救助法と被災者生活再建支援法をどのように整理していくかが重要であり、現物支給の原則といったかなり本質的なところまで考えていく必要があると思われる。
- 南海トラフのような巨大災害が発生した場合に、内閣府としては、被災者生活再建支援法や地震保険の再保険などで引き受けている国のリスクがどの程度の規模のものであるのかを整理し、そのリスクをどのように取り扱うかを議論する必要がある。
- 巨大災害が発生した場合、住宅再建が大きなポイントになると思うが、その際やはり財源が大きな問題になると思う。国の財政出動規模を超えるからといって被災者を放置することは許されない中で、どのように対応していくかについて検討していく必要があると思う。
- 住宅については別途ワーキンググループも立ち上げている。来年以降幅広い議論をお願いしたい。

【その他】

次回以降の委員会については、原則公開とすることで、委員から了承を得た。

以上